

日野市子ども条例

(おとなの責務)

第 5 条 おとなは、その言動が子どもの成育に様々な影響を与えることを認識し、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護に努めなければなりません。また、子どもの健やかな成長のための環境づくりに努めなければなりません。

2 前項の責務を果たすために、おとなは次に掲げる役割を担うものとします。

- (1) 子ども施設などのおとなは、体罰、虐待又は精神的苦痛を与える行為を行わないこと。
- (2) 子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利について理解を深め、その保障、擁護に努めること。
- (3) 子どもがその権利を正しく理解し、実現するよう助言、支援、指導すること。
- (4) 子どもの意見をよく聞き、子どもの心にくみ取った上で、子どもにとって最善と考えられることを助言、支援、指導し、励ますこと。
- (5) 子どもが社会で生活するルールを身につけ、主体的に判断できるよう、子どもの発達状況や子どもとの関係に応じて、必要な助言、支援、指導、激励に努めること。
- (6) すべてのおとなは、人と人のつながる地域をつくりつつ、すべての子どもを見守り、育てるという視点を持ち、地域の中で子どもが安心して遊び、学び、休み、育つことができる環境をつくるよう努めること。